

WTO・EPA つぼの壺

● 生物多様性からWTO農業交渉議長案を考える ●

2010年10月に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されます。生物多様性に関してもピンと来ないかもしれませんが、農業ととても深い関係を持っているのです。そこで今月号では、生物多様性をはじめとした国際的な重要課題と、現在のWTO農業交渉議長案の関連性について報告します。

生物多様性とは?

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義しており、農業だけでなく、生態系全体にかかわっており生産の基盤となっています。



生態系の多様性



種間の多様性

種内の多様性
(遺伝子多様性)

飢餓・貧困

生物多様性の保全により、様々な自然条件で栄養価の高い農産物の生産が可能
→生物多様性の減少により、飢餓・貧困が更に拡大する可能性。

これらの地球規模の課題は密接に関連

気候変動

森林伐採による地球温暖化や、大気汚染などの環境変化
→加速度的に生物多様性が減少(1年間に4万種の生物が絶滅)

貿易自由化

1994年WTO農業協定第20条→非貿易的関心事項を尊重していく権利を有することに合意
※非貿易的関心事項とは、貿易の対象外であり、貿易で取引することができないもの。環境保全、地域社会の維持、食料安全保障、食品安全性など農業の多面的機能を含む広い概念

非貿易的関心事項を無視した現在のWTO農業交渉議長案

近年、地球規模の課題が深刻化している一方で、現在のWTO農業交渉議長案は、非貿易的関心事項には配慮せず、貿易自由化のみを目的としており、仮にこのまま合意されれば自国の食料安全保障の確保に影響が出て、農地等の生産資源が維持できなくなる国や地域が出てくるおそれがあります。

国際約束と一貫性のある公正な合意を

これまで国連人権理事会やFAO世界食料サミットなどの国際会議において、農業や食料安全保障の重要性についてまとめられていますが、現在の議長案にそれらを十分反映していません。

WTO農業交渉においては、貿易自由化による利益の追求のみではなく、「開発ラウンド」の基本に立ち返り、国際社会の協議や、既存の国際約束と一貫性のある公正な合意を目指すべきではないでしょうか。

国連人権理事会特別報告(2009年3月)

WTO農業交渉が国際法に明確化されている「食料を得る権利」との整合性を確保しておらず、現状の交渉を継続することが食料事情の悪化につながる。

FAO世界食料サミット(2009年11月)

2050年には90億人を迎えることが予想される世界人口を養うためには、農業生産量を現在より70%増加させる必要がある。